分類コード X — 1 — 1 — 1 — 02 保存期間 10年 (令和14年12月31日まで)

秋 本 運 第 3 6 5 号 令 和 4 年 4 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

秋田県警察本部長

若年運転者講習の実施要領について (例規)

道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)により、公安委員会の法定講習として若年運転者講習が設けられたことから、この度、別添「若年運転者講習実施要領」を定め、本年5月13日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

# 若年運転者講習実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2 第1項第14号に規定する若年運転者講習(以下「講習」という。)の実施に関し、取消 処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習に関する規程(平成15年秋田県公安委 員会規程第2号。以下「規程」という。)のほか、必要な事項を定めるものとする。

# 第2 基本的留意事項

1 講習対象者

法第102条の3に規定する基準該当若年運転者

- 2 講習指導員
- (1) 講習指導員の要件

ア 秋田県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が実施する若年運転者講習 (以下「講習」という。)

警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員として必要数確保するものとする。

- (ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているものとする。
- (イ) 講習に使用する普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けているものとする。
- (ウ) 運転適性検査等の実務経験が豊富であるものとする。
- イ 指定講習機関が実施する講習

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第5条各号に掲げる要件に該当する運転適性指導員(法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員をいう。以下同じ。)を必要数確保させるものとし、これ以外の者を従事させないものとする。

(2) 講習指導員の資質の向上

交通部運転免許センター長(以下「免許センター長」という。)は、講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めるものとする。特に、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習を効果的に行うための知識・技術を習得させるものとする。

なお、研修会等の開催に当たっては、心理学等に関する専門家、学識経験者等を 招致するなど、その内容の充実に努めるものとする。

(3) 講習指導員の服装

講習指導員の服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員としてふさわしい ものとする。

3 講習施設

所要の受講者を収容できる必要な機材を備えた教室等を整備するなど、講習の実施 に必要な施設を確保するものとする。

- 4 講習用教材等
- (1) 視聴覚教材等

性格と運転の概説に関する視聴覚教材を必要数整備するとともに、筆記による検査のために必要な所要の運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。また、必要に応じ、感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力の養成に資する教本等を使用させるものとする。

## (2) 普通自動車

- ア 講習用車両は普通自動車免許に係る標準試験車と同等以上の普通自動車とする (オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構 がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車を含む。)。
- イ 講習に使用する普通自動車については、講習指導員が危険を防止するための応 急の措置を講ずることができる装置(補助ブレーキ)を備えさせるものとする。 なお、身体障害者用車両を持ち込む場合も必ず前記の装置を備えたものを持ち 込ませるものとする。
- ウ 講習用車両には「講習中」の標識を前方又は後方から見やすいように表示させ るものとする。

#### (3) 録画装置

実車による講習の状況(車内からの走行状況及び講習生の運転姿勢)を記録できるよう、所要の録画装置を整備するものとする。

(4) 映像再生機材

実車による講習の状況を録画した映像を用いた指導が実施できるよう、所要の映 像再生機材を整備するものとする。

5 指定講習機関の指定

免許センター長は、指定講習機関の指定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人又は指定自動車教習所(以下「一般社団法人等」という。)から指定の申請があった場合には、法第108条の4第1項第3号並びに規則第5条及び第8条の2の各要件について当該一般社団法人等に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない一般社団法人等であることの確認を行った後、厳格な審査により指定の可否を判断するものとする。

## 第3 講習実施上の留意事項

- 1 講習の通知等
- (1) 受講日時及び受講場所の通知
  - ア 免許センター長は、受講対象者に対し道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の4の2の2に定める若年運転者講習通知書(以下「通知書」という。)に指定講習機関一覧表を添付し、配達証明郵便で送付するものとする。 なお、受講対象者から指定講習機関・日時の変更の申し出があったときは、通知書到着日から1か月以内に限り日程を調整し実施させるものとする。
  - イ 通知書には、講習の所要時間、携行品(通知書、運転免許証、筆記用具、講習 手数料等)及び服装等受講上の注意事項を記載した書面を添付するものとする。
- (2) 講習対象者が「やむを得ない理由」の書類を提出したときの措置 講習の通知を受けた者が、やむを得ない理由により所定の期間内に講習を受ける ことができず、その後に講習を受けようとする場合は、「やむを得ない理由」のあ

ったことを証するに足りる書類を指定講習機関又は公安委員会に提出して講習を受けることとなるが、そのような書類が指定講習機関に提出されて受講の申込みがなされたときは、速やかに免許センター長を通じて公安委員会に報告させ、「やむを得ない理由」を十分に確認した後、講習を受けさせるものとする。

## (3) 講習の移送

免許センター長は、講習通知を発しようとした際に講習対象者が他の都道府県に 住所を移転していることが判明した場合は、その者に対し速やかに住所変更の届出 を行うよう指導するとともに、別記様式の若年運転者講習移送通知書により移転先 を管轄する公安委員会へ通知するものとする。旧住所地を管轄する公安委員会から 通知を受けた場合は、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知するものとする。 また、講習通知が到達した後に、講習対象者が他の都道府県に住所を移転した場合 において、講習対象者が移転先の都道府県の指定講習機関又は公安委員会に受講申 請を行おうとする場合には、住所変更を行ってから受講申請を行うよう指導(講習 対象者が指定講習機関に受講申請を行おうとする場合にあっては、指定講習機関を 通じて指導)するものとする。

なお、受講対象者から住所変更の届出を受けた場合は、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知を行うものとする。

#### 2 講習時間及び実施期間

講習時間は9時間とし、原則として連続する2日間で行うものとするが、やむを得ず連続する2日間で実施することができない場合は、近接した日に2日目を指定するものとする。

#### 3 学級編成

(1) 学級編成の基本

1学級3人の編成を基準とする。

(2) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置することを原則とする。

なお、指定講習機関にあっては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員をもって充てること。

#### 4 運転適性指導

運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査及び普通自動車の運転をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。筆記による検査は、「科警研編73C型」 又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うものとする。

なお、運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付するものと する。

#### 5 講習の項目及び時間数等

別表のとおり。

なお、講習の項目については、年齢課程に係る特例教習の教習項目が含まれるもの となっている。

# 6 若年運転者講習終了証明書の交付

指定講習機関は、講習を終了した者に対し、秋田県道路交通法施行細則(昭和39年 秋田県公安委員会規則第7号)第16条の14第2項に定める若年運転者講習終了証明書 を交付するものとする。

## 7 講習終了証明書の再交付

免許センター長は、講習を終了した者が、講習終了証明書の再交付を申し出た場合は、規程第33条第1項に定める若年運転者講習終了証明書再交付申請書を提出させ、若年運転者講習結果報告書等により受講済みであることを確認した後に、講習終了証明書の右上部欄外に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

なお、指定講習機関が再交付申請を受理した場合は、免許センター長を経由して公 安委員会に報告させた後に同様の措置を執らせるものとする。

# 第4 指定講習機関に対する指導上の留意事項

免許センター長は、次のことに留意し指定講習機関を指導監督するものとする。

1 指定講習機関に対する指導・監督

指定講習機関と連絡を密にしつつ、規則の関連規定に基づき、随時必要な命令、報告又は資料の提出の要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう特段の配意をするものとする。

2 講習業務規程の変更等に係る指導

法第108条の6の規定により、指定講習機関は、講習の時間、休日、場所、実施方法等規則第10条に定める事項について講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならないが、これらの事項に変更が生じた場合についても認可が必要であるので、確実に変更の認可申請をさせるものとする。

#### 3 保秘の徹底

法第108条の7第1項の規定により、指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には秘密保持義務が課せられており、また、同条第2項の規定により、講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、いわゆる「みなす公務員」とされている。したがって、指定講習機関としての事務とその他の事務との分掌を明確に区別して、適正な業務管理に努めさせるとともに、受講者に関する情報はもとより、講習に係る各種情報に対する保秘を徹底するよう指導するものとする。

#### 4 講習の実施に伴う連絡等

講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持・向上を図るため、規則第18条の規定に基づき、公安委員会と密接な連絡をとるよう指定講習機関を指導するとともに、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を行うものとする。

## 5 実施結果の報告

指定講習機関において講習を実施したときは、規程第32条に定める若年運転者講習 結果報告書を作成し、講習終了当日に免許センター長を通じて公安委員会に報告する ものとする。

# 6 講習受講済みの登録

免許センター長は、講習を実施し、又は指定講習機関から5の報告を受けたときは、

速やかに講習終了者についての登録を行うものとする。

# 第5 各種事故の防止

免許センター長及び指定講習機関は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせること。

なお、指定講習機関において講習に関して発生した各種事故については、速やかに 免許センター長を通じて公安委員会に報告させるものとする。

| 若       | 年 運 転  | 者 講 習  | 移送    | 通知    | 書      |   |
|---------|--------|--------|-------|-------|--------|---|
|         |        |        |       | 年     | 月      | 日 |
| 公 安     | · 委員会  | 殿      |       |       |        |   |
|         |        |        | 秋日    | 引 県 公 | 安委員会   |   |
| 下記の者につい | て若年運転者 | 講習移送通知 | 書を送付す | -る。   |        |   |
| 住 所     |        |        |       |       |        |   |
| 氏 名     |        |        |       |       |        |   |
| 生年月日    |        |        |       |       |        |   |
| 免許証番号   | 第  号   | 年      | 月 日   |       | 公安委員会交 | 付 |
| 免許の種類   |        |        |       |       |        |   |
| 講習をしよう  |        |        |       |       |        |   |
| とする理由   |        |        |       |       |        |   |
| 備考      |        |        |       |       |        |   |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。